

介護保険事業の取扱いについて

介護保険事業の取扱いについて提出する。

平成16年4月28日提出

美方町・村岡町・香住町合併協議会
会長 岩槻 健

協定項目	3 - (10)	介護保険事業の取扱い
<p>1 . 介護保険事業計画については、合併当初においては旧町の集合をもって新町の計画とし、平成17年度に新町としての次期運営期間における介護保険事業計画を策定する。</p> <p>2 . 介護保険料独自減免事業については、減免内容は村岡町の例により合併時に統一し、基準については合併時まで調整する。</p> <p>3 . 美方町が実施している保険料市町村間格差解消事業については、第2期介護保険事業計画運営期間中であり、現在の計画の最終年度である平成17年度まで継続して実施する。</p> <p>4 . 社会福祉法人等による利用者負担額減免措置事業については、美方町、村岡町の例により統一する。</p> <p>5 . 保険料の納期については香住町の例により統一し、保険料については、平成20年度まで不均一賦課とする。</p>		